	令和2年第40回選挙管理委員会定例会会議録
開催日時	午前10時00分から 今年19年10日(dx)
	令和2年12月16日(水) 午前10時25分まで
出席者	委 員 梅田委員長、與川職務代理、小井委員、本橋委員
	事務局 石田局長、油川次長、水越担当係長
開催場所	選挙管理委員会室 傍聴人 なし
委員長	これから令和2年第40回定例会を開会いたします。
	報告事項40-1 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する
	法律の一部を改正する法律の施行に係る留意事項について
局 長	(別紙のとおり、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法
	律の一部を改正する法律の施行に係る留意事項について説明し、報告し
	た。)
局 長	これは、今回開催の国会にて法律改正され、12月4日付で公布された
	ものです。内容として、①手紙、はがき等の普通扱いの郵便物の配達頻度
	を見直し、週6日以上の配達を週5日以上の配達に緩和すること(土曜
	配達の休止)、②普通扱いの郵便物の送達日数を見直し、郵便物の差出の
	日から原則3日以内の配達を原則4日以内の配達に緩和すること(翌日
	配達の廃止) を定めています。選挙事務に関連するところでは、不在者投
	票の請求、選挙運動用通常葉書の差出、投票所入場券の発送等について、
	留意するよう通知がされました。なお、改正法の施行日については、公布
	の日から起算して6月(令和3年6月3日)を超えない範囲内で政令に
	て定めるとしています。
小井委員	選挙運動用葉書の取扱いについても、同様なのですか。
局 長	法改正に関連する審議会において、選挙運動用葉書については、土曜日
	も引き続き配達を行う方向で考えられています。
本橋委員	この改正内容は、来年執行される東京都議会議員選挙でも、適用される
	のですか。
局 長	来年の東京都議会議員選挙は、6月3日を超えて執行されるので、適用
	される形になると考えられます。
與川委員	改正法の施行日については、別の政令にて定めるのですか。

局 長	近年の法律改正の施行日については、別途の施行令にて規定されるこ
	とが多くなっています。本件も、これに該当します。
委員長	杉並区において、郵便に関連するトラブル等は、最近ありましたか。
局長	特段はありませんが、例えば、候補者の選挙運動用葉書が有権者に郵送
	された際に、記載された住所が分かった理由について、有権者からの問合
	せが生じることがあります。これは、公職選挙法の規定に基づく候補者等
	が行う名簿閲覧による場合が考えられます。
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。